令和元年 12 月臨時回覧板

2019/12/25

(文責) 岡田(052-782-3430)

年末の慌ただしい時期に恐縮ですが、緊急に連絡しておくべき事項が生じましたので回覧します。

●【予告】 1月に入ってから 都市計画課よりご案内が届く予定です 都市計画変更(都市計画公園からの削除)の具体的手続きに入るにあたっての詳 細説明会 を開催したいとの申し入れがありました。

自治会では現在都市計画課と、令和2年2月15日(土) 14時~16時 藤巻町 集会所で開催することを軸に調整中です。

この説明会は、平成31年2月16日に建昌寺で行われた「都市計画東山公園(名 東区)」の「都市計画の見直し方針の説明会」において【早期に具体的な削除区域 の境界等についてその対象者に対して説明会を行う】と約束されていたものです。

1月中旬以降、対象者に対して名古屋市から案内の通知が届けられることになりま す(1月19日の組長会までに最終確定すればその場でもお知らせします) 次頁以降に名古屋市都市計画課が準備中の案内資料草稿案の一部をお付けします。

- ・都市計画課によれば、【東山公園藤巻地区において「第2次整備プログラム」で削除検討区域と されている区域は、令和 2 年度中に都市計画審議会の議決を得て都市計画変更を決定するスケジ ュールで進められている】とのことである。
- 都市計画課では、正式に都市計画変更の手続きに入る前に、都市計画公園削除検討区域の詳細内 容(削除案の個々の地番も含めて具体的な境界)を変更予定区域の住民・地権者や近隣の皆様・地 権者に説明し理解してもらうことにしている。
- この説明会は、本年2月に行われた藤巻区域全体を対象として行った総括的なものではなく、ま とまった削除検討区域ごとにその区域の住民・地権者(及びそれに隣接する住民・地権者)を対象 として実際の個人の諸事情にも対応するものとして行う(どこまで対応できるかは?) ただし、都市計画変更が予定されている区域(又は隣接し関連が深い区域)が対象であり、都市計 画公園が維持される区域は対象とされていない。
- ・今回は藤巻町北部が対象(山香町の新池付近も藤巻町と同時に行われるが、これは藤巻町東部と の関係が強いと判断されているからであり、山香町の東部一帯は2月8日?に行われる予定)
- 藤巻町南部の削除検討区域は、都市計画課としては、住民の署名による申し出もあって削除区域 となった事情もあり既に十分理解されていると判断してとりあえず行う必要はないとしたとのこ とである。

●計報

この度、14組 高木喜久榮様(高木六郎氏夫人)が逝去されました。近親者で葬儀 も済まされたとのことです。謹んで哀悼の意を表するとともに皆様にお知らせしま す。

本年は大変お世話になりました。 よいお年をお迎えください。